

原生的血縁・地縁（家・近隣・氏族）ゲマインシャフトと その発展傾向にかんする理解社会学的概念構成

——ヴェーバー『経済と社会』の全体像構築に向けて(1)

折 原 浩

本稿は、ヴェーバー『経済と社会』（旧稿）を、初版以来の誤編纂から解放し、原著者自身の構想に即して「1911～13年草稿」に再構成しようとする試みの一環である。前著『ヴェーバー「経済と社会」の再構成——トルソの頭¹』では、「概念的導入部」を復元したが、本稿からは、本論諸「章」の内容的再構成に移る。この諸「章」は、各文化圏とりわけ西洋における〈合理化〉の特質と歴史的発生を比較文化史的に説明しようとするヴェーバー²が、そうした問題関心から見て本質的意義をそなえ、かつ経済との相互制約関係においても歴史上重要な、家・近隣・氏族・種族・宗教教団・市場・政治団体・階級・身分・党派などの〈ゲマインシャフト（社会関係形成態）〉³につき、それぞれの本質的特性と発展史的意義を確認し、類型的発展方向を見定めている前半と、それらの〈発展形態〉を〈支配〉形象との関連で取り扱っている後半とに、二分される。本稿では、前半部から「2章・ゲマインシャフト形成とゲゼルシャフト結成の諸類型」を取り上げ、原著者に特有の論理的構成や前後参照指示といったテキスト内在的指標に準拠して、テキスト・クリティックを施し、「1911～13年草稿」の全体像⁴に向けて再配列されるべき一単位に再構成したい。そこで、当該のテキストを、初版の段別（計32）に分解し、通し番号を打ち、それぞれの所在を、（現行5版⁵のページと行；3版⁶のページと行；英訳⁷のページ；仏訳⁸のページ；邦訳⁹のページ）の形式で記したあと、各段の内容を要約しながら、著者の論理展開を追跡していく。以下、〈　〉内は、原文からの引用、（　）内は、筆者の補足ないしコメントである。

*

1段 (5版, 212, 1-3; 3版, 194, 1-3; 英訳, 356; 仏訳, 78; 邦訳, 554)

目的は、個別事象を例示とする一般的考察により、一般概念を構成することにある。

2段 (212, 4-19; 194, 4-19; 356; 78-79; 554)

対象は、(1)〈われわれにとって重要〉で、しかも普遍的なゲマインシャフトにかぎられ、(2)「文化」は、経済との直接の関係においてではなく、ゲマインシャフト行為の方向を規定する意味内容として、しかも、経済に影響をおよぼす特定の構造形式を生み出すかぎりで、取り上げられる。(3)叙述の順序（全篇の構成）は、前半で上記(1)のゲマインシャフトを〈一般的に性格づけ〉、後半ではその〈発展形態〉を、〈支配〉範疇との関連で取り扱う。

(前著で詳論したとおり¹⁰、この二段は、方法論的序論から内容的-実質的分析への架橋句と

して、「概念的導入部」の末尾に再配置されるべきであろう。)

3段 (212, 20-213, 16; 194, 20-195, 16; 356-357; 79; 544-556)

今日のわれわれは、持続的な性関係を基礎とする父母とその子どもの関係（現代社会学の用語では、父母と未婚の子女からなり、①父母間、②母子間、③父子間、④兄弟姉妹間の関係が交錯・累積する「核家族」）を、一体のものと見て、殊更〈原生的 urwüchsig〉と考えがちである。しかし、この関係にはすでに、「家計」の共有による経済的〈扶養ゲマインシャフト〉が含まれ、これを捨象したばあい、もっぱら性的な①と、同じく生理的な③とは、きわめて不安定であろう。③は、①が扶養ゲマインシャフトとして安定しているのでなければ、一般に存立せず、その条件がみたされて存立するばあいにも、その意義は大きくない。したがって、これらのうち、原生的なのは②のみで、しかも②は扶養関係であるから、それが自然の所与として存続するのは、子どもが自力で食料を探索するようになるまでである。つぎに原生的なのは④であるが、これも、それが同時に〈養育ゲマインシャフト〉であるからこそであろう。したがって、ここでも決定的なのは、母胎の共有という自然の事態ではなく、経済的な扶養関係である。特定の社会形象として「家族」が問題となる段階では、性的また生理的な関係は、いよいよもって、他のあらゆる種類のゲマインシャフトと交錯する。

そういうわけで、今日の「家族に類する」ゲマインシャフトのうち、〈母子集団 Muttergruppe〉がもっとも原生的であるとすれば、それは同時に、歴史的にも、もっとも〈原初的 primitiv〉と見られよう。しかし、母子集団のみの並存は、人類の「原始的」生存形態ではない。それはむしろ、軍事的発展の一定段階で、壯丁が家を空けて〈メンナーハウス〉に起居するところに派生した、二次形象である。

(前二段の繰上げによって冒頭に出るこの段は、本論における概念構成の起点として重要である。まず、(1)原著者は、同時代人としての読者の見地、すなわち、現代では「核家族」が普遍的であるため、その事実に馴染み、それを即〈原生的〉と速断する見地を、ひとまずは受け入れ、その上で、それがじつは真ではなく、いっそ原生的なゲマインシャフトとして母子集団があること、他方、この母子集団のほうも絶対的な始源状態ではないこと、を明らかにする。原著者ヴェーバーは、つねにこうして¹¹、同時代者の即目的見地を、いっそ広い時間的・空間的パースペクティーフに導き入れ、その地平で相対化し、まさにそうすることにより、同時代者が時代への捕縛から解き放たれ、時代のなかで馴染んできた見地に距離をとって臨み、自由な態度決定を下せるように、仕向けるのである。これが、かれの歴史-社会学的な著述の意味であり、その“覚醒預言性”¹²を支える構成契機のひとつにほかならない。ということは、この個所が、当のヴェーバー自身によって執筆されている証左もある。

また、(2)原著者は、原生的なゲマインシャフトをこそ、概念構成の起点に据えようとしている。なるほど、核家族を原生的とする見地は、先入観として斥けられるが、同時に原生的という基準そのものが放棄されるわけではない。原著者は、性という自然の所与に発するゲマイン

シャフト¹³のうち、真に原生的なものを探求し、それを起点に据え、そこから、より原生的でないゲマインシャフトへと、考察を進めようとしている。では、この〈原生的〉とは、いかなる意味か。原著者は、この語を旧稿中で77回用いている¹⁴。その用法は、〈始源的 ursprünglich〉という類語の用例(215回)と比較してみると明瞭になる。すなわち、ursprünglichのほうは、問題としている歴史的事象の始源形態を、〈もとはといえど〉こうであったと遡行的に指示するさいに用いられる。ただし、内容に即してみると、始源形態がどうしてもそうでなければならない「必然性」ではなく、別様であっても差し支えないが、このばあいにはたまたま、あるいは事実としてともかくもそうであった、という用例にかぎられている¹⁵。これにたいして、urwüchsigには、たんに事実としてそうであるばかりか、そうであるいわば「自然必然性」があり、したがって、当の形態が、時間的には〈原初的〉に、空間的には〈普遍的〉に見いだされる、という意味合いが含まれている¹⁶。原著者は、この意味で原生的なゲマインシャフトにいったん遡行し、それが、人為的に、さまざまな領域でさまざまな方向を目指す〈合理化〉¹⁷によって乗り越えられ、変形されていくさまを、類型的発展として見通し、その分岐点と階梯を見定め、そのつど概念的に確定していく。そのようにして、別系列の比較文化史的研究「世界宗教の経済倫理」のために、概念的準拠標をしつらえておこうとするのである¹⁸。

さて、〈母子関係〉そのものは原生的であっても、〈母子集団〉のみの並存が人間社会の原生的形態でないとすれば、その並存が(相対的に)もっとも原生的な常態をなすところの単位は、やはり、男女間の性関係と親子関係との重合を基礎とし、それが同時に「家計」の共有による扶養と養育の経済的機能を担い、これによって安定し持続する——そのかぎり〈経済ゲマインシャフト〉¹⁹の態をなす——社会形象に求められよう。じつは、そうした社会形象が、5段で〈家ゲマインシャフト〉と規定される。しかし、そうなると、その成立契機を〈婚姻〉に求める観念が、ここで早まって頭をもたげかねない。そこで、原著者は、そうした混同を避けるため、4段で前もって、婚姻の社会学的概念を明確化しておく。)

4段 (213,17-12 v.u. ; 195,17-12 v.u. ; 357-358 ; 80-81 ; 556-557)

〈婚姻 Ehe〉とは、(後段で導入される)〈氏族 Sippe〉や、その氏族の属するいっそう包括的な経済・政治・宗教・その他のゲマインシャフト²⁰が、特定の持続的な性関係のみを〈正当(婚姻内)〉と認め、その〈嫡出〉子にのみ、財産相続権や〈団体仲間〉としての待遇を与える——したがって、家以外のゲマインシャフトの干渉・介入によって初めて成立する——ひとつの社会制度である。

5段 (213,11 v.u.-7 v.u. ; 195,11 v.u.-7 v.u. ; 358,81 ; 557)

性関係および、両親または片親を共有することで子どもたちの間に生み出される関係は、特に経済的な団体すなわち家ゲマインシャフトの、唯一ではないとしても常態的な基礎となるばあいに初めて、ゲマインシャフト行為の産出にたいして常態的な意義を獲得する。

6段 (213,6 v.u.-214,1 v.u. ; 195,6 v.u.-196,1 v.u. ; 358-359 ; 81-84 ; 557-559)

(1)家ゲマインシャフトは、採取経済のもとでは存立せず、他方、相当程度発展した農耕段階でも、ある先行状態からの二次的派生態として現れることがある。しかし、それはやはり(相対的にはもっとも〈原生的〉で、したがって)もっとも普遍的な〈経済ゲマインシャフト〉をなし、継続的集約的なゲマインシャフト行為を包摂している。

(ここでは、家ゲマインシャフトの歴史的被制約性が指摘された上で、その相対的〈原生性〉が確認され、3段からの議論が、いちおう完結する。ところが、このあと、論旨は一転して、家ゲマインシャフトの本質的特性と発展史的意義に移る。すなわち)

(2)家ゲマインシャフトは、①より強い者、②より経験に富む者 [したがって通例、妻子にたいする夫、戦闘・労働不能力者にたいする能力者、子どもにたいする成人、若者にたいする年長者] の〈権威 Autorität〉と、これにたいする〈恭順 Pietät〉との原生的基盤をなし、ここで培われた恭順は、(a)祖先にたいする恭順として、祭祀ゲマインシャフトに、(b)首長にたいする官吏・従士・封臣の恭順として、家産制・従士制・封建制に、それぞれ持ち込まれ、それぞれの基礎となる。また、(3)家ゲマインシャフト自体の [既述のとおり (Nr. 33) 必ずしも原初的ではないが] 純粹な特性としては、権威-恭順関係を基礎に、対外的には連帯し、対内的には「個人が能力に応じて寄与し、必要に応じて取る」という〈計算〉ぬきの〈家共産主義 Hauskommunismus〉がおこなわれる。

(この内容構成からみて、この段は、(1)と(2)(3)とに二分し、前者を5段に繰り上げ、後者のみを“家ゲマインシャフトの本質的特性と発展史的意義”と題して新6段とすべきであろう。なお、(3)中の Nr. 33 は、(1)に被指示個所を見いだすから、配列順序はこのままでよい。)

7段 (215,1-34 ; 197,1-34 ; 359-360 ; 84-85 ; 559-560)

(1)家ゲマインシャフトの純粹型は、住居を共有するが、成員の数が増えるにつれ、別々の支分に分解する傾向を免れがたい。それにたいして、(2)外面的には個々の支分に分解しながら、相互間の関係においては家共産主義が維持されるばあいもある(逆に、外面的には統一が維持されながら、内部的には家共産主義が弛緩するばあいもあることになろう)。

(ここで、家ゲマインシャフトの〈固有法則的〉発展傾向につき、基本線が先取りされ、後段の議論にとって重要な、外的分解と内的解体 [家共産主義の弛緩]との区別に向けて、伏線が敷かれている)。

8段 (215,18 v.u.-7 v.u. ; 197,17 v.u.-7 v.u. : 360-361 ; 85 ; 561)

(1)日常の需要は、家ゲマインシャフトかぎりで充足されるが、危急時の非日常需要は、個々の家ゲマインシャフトを越える近隣の援助をまつて充足される。そのばあい、(2)〈近隣縁 Nachbarschaft〉とは、農村の村落定住のような原生的形態ばかりでなく、空間的接近 [居住ないし滞在] から生ずる [慢性的ないし一時的] 利害状況の共有一般を意味する。

(この(1)は、原著者が論点移行のさいによく用いる、対比の架橋句である。(2)近隣縁は、広く定義されており、この縁にもとづく〈諒解〉シャンスを当てにする〈諒解行為〉〈諒解ゲマイ

ンシャフト>²¹が、近隣ゲマインシャフトにほかならない。)

9段 (215,6 v.u.-217,9 ; 197,6 v.u.-199,9 ; 361-362 ; 85-88 ; 561-563)

(1)近隣縁にある人々は物理的接近にもかかわらず、概してできるだけ距離をとろうとするが、共通の危険に直面するばあいには、〈兄弟的救難援助 brüderliche Nothilfe〉のゲマインシャフト行為に乗り出す。これは、「汝が我にするように、我も汝にしよう」との醒めた原生的〈互恵主義〉に則り、〈懇請に応える(消費財の)無償貸与 Bittleihe〉と〈懇請に応える無償労働 Bittarbeit〉との相互提供という形式をとる。代償は〈饗應〉にかぎられ、交換がおこなわれても、「兄弟の間で駆け引きは無用」との標語のもとに、市場原理による価格形成は排除される。(2)近隣内で経済的分化が進展するばあい、対等者間の救難援助は、一方では経済的有力者への無償労働[とくに、大土地所有者への収穫援助]、他方では、外部からの脅威にたいする共同利害の〈代表〉・余剰地の無償貸与・飢饉時の緊急援助・その他の慈善的給付、に再編制される。経済的有力者が、この要請に応え、(当初は〈同輩中の第一人者 primus inter pares〉として)近隣圏で声望を博するばあい、かれは〈名望家 Honoriatiore〉となる。さらに、(3)対外関係の緊張がたかまり、名望家が、当初には対外的防衛のために編制した軍事力を、やがて〈強制装置〉として隣人にも差し向けるようになると、当初には自発的ないし〈慣習律〉として提供されていた無償労働が、〈法〉的義務に転化する。こうして、名望家のもとに〈賦役経済〉が成立し、名望家が〈首長〉として、いまや賦役義務を負った隣人にも家支配をおよぼすようになると、隣人間の〈仲間〉関係は〈家産制的 patrimonial〉〈支配〉関係に移行する。(4)隣人間にはつねに「兄弟的」関係がいきわたるとはかぎらず、個人的不和や利害の齟齬から、いったん対立が生じ、互恵主義が破れると、双方が違反を承知しながら、なおかつ自己を正当化しようとするため、また、人間関係が濃密で頻繁なため、対立はきまって尖鋭化し、深刻かつ頑強となる。

(こうして、近隣ゲマインシャフトの本質的特性と発展史的意義が、家ゲマインシャフトのばあいとほぼ同じ順序で論定された。ただし、(4)は、内容上、近隣ゲマインシャフト一般の特性にかんする補足であるから、繰り上げて(1)に直結させたほうが適切であろう)。

10段 (217,10-11 v.u. ; 199 ; 10-11 v.u. ; 362-363 ; 88-90 ; 563-565)

(1) (近隣縁を契機とするゲマインシャフト形成が、危急時の救難援助にかぎられるとすれば、その)ゲマインシャフト行為は、①〈無定期〉で、②〈開かれた〉、③〈間歇的〉行為の域を出ないであろう。しかし、(2)近隣ゲマインシャフトも、なんらかの土地範疇が〈稀少性〉を帯びてくると、既述の(Nr. 35)一般経験則にしたがい、対外的にはそれを〈独占〉し、対内的にはその用益を〈仲間団体的〉に規制し、〈専有 Appropriation〉に導く秩序を制定して、〈閉鎖〉された〈経済ゲマインシャフト〉ないし〈経済を統制するゲマインシャフト〉²²へと〈ゲゼルシャフト結成〉を遂げる。そのさい、当の制定秩序は、近隣仲間みずから〈協定〉するばあいもあるうし、外部の、たとえばなんらかの政治団体によって〈指令

(授与)〉されるばあいもある。いずれにせよ、閉鎖を遂げた近隣団体は、耕地・牧草地・森林・狩猟地など、土地所有の諸範疇をめぐって、家ゲマインシャフト・経済的領域団体[マルク団体]・政治団体などと、専有を争い、交錯し合うことになる。

(この段では、一般には〈開かれた〉近隣ゲマインシャフトが、〈経済に制約されて〉、対外的また対内的に〈閉鎖〉を遂げる類型的な経過と発展方向が論じられている。既述の一般経験則[独占への利害関心に根ざすゲマインシャフトの対外-対内閉鎖]は、Nr. 35の指示どおり、「2部1章・経済と社会一般」の5段で導入されている²³。)

11段 (217,10 v.u.-218,2 ; 199,10 v.u.-200,2 ; 362-363 ; 90 ; 563)

(1)近隣ゲマインシャフトは、〈ゲマインデ Gemeinde〉の原生的な基礎である。ただし、ゲマインデは、後述のとおり(Nr. 36)、数多の近隣団体を統括する政治的ゲマインシャフト行為と関係づけられて、初めて設立される。さらに、(2)近隣ゲマインシャフトは、〈村落Dorf〉のように、ある〈領域〉を支配し、それ自体として政治的ゲマインシャフト行為の基礎をなし、教育・祭祀・手工業集落の設営など、あらゆる機能を取り込んでいくか、あるいは政治団体から指令された義務として引き受けしていくこともある。ただし、(3)近隣固有のゲマインシャフト行為は、経済的同胞救難とその帰結とにかくぎられる。

(ここでは、閉鎖を遂げた近隣ゲマインシャフトにつき、その政治的関係が問われ、ゲマインデと村落が、政治的発展方向の二類型として位置づけられている。ただし、原著者は、近隣ゲマインシャフトの概念には、こうした政治的発展形態まで含めるべきではないと断って、近隣にかんする叙述を結んでいる。なお、Nr. 36の該当個所に照らして、ゲマインデとは、数多の近隣ゲマインシャフトが、上位の政治団体によって閉鎖され、ゲゼルシャフト結成を遂げながら、当の政治団体の下位単位に編入-編制された社会形象、と定義されよう²⁴。)

12段 (218,3-9 ; 200,3-9 ; 363 ; 90 ; 566)

ここで、対外的に閉鎖された、もっとも原生的なゲマインシャフト行為としての、家ゲマインシャフトに立ち返る。その類型的発展は、既述の(Nr. 37)家共産主義の維持とは反対に、家の外面的統一は維持されながら、内部的には家共産主義が弛緩していく方向にある。(この書き出しからは、家ゲマインシャフトのあとに近隣関係の叙述が挟まる、上記のテキスト配列を、原著者の意図として追認できる。対外的閉鎖は通例、対内的閉鎖としての専有をともなうが、家ゲマインシャフトのばあいも、Nr. 37によって参照を指示された、7段(2)の特例とは反対に、内部的には共産主義が弛緩し、対内的閉鎖としての性的また経済的な専有が進む。ちなみに、Nr. 37と7段(2)との呼応も、12段が7段のあとにつづく配列の証左である。)

13段 (218,10-21 ; 200,10-21 ; 363-364 ; 90-91,566)

家ゲマインシャフトの対内的閉鎖は、まず、性の領域で、家権威に従属している女性たちに、家閥与者が排他的な性的(専有)要求を掲げることから始まる。

14段 (218,22-219,16 ; 200,22-201,16 ; 364-365 ; 91-93 ; 566-568)

(1)家内部で、無秩序で無定型の乱交(つまり、〈開かれた〉性的ゲマインシャフト行為)が、規範にかなったこととしておこなわれたためではない。財所有にかけて共産主義的な家においてこそ、性交の共産主義的自由は完全に禁圧されている。これは、幼少時からの共同生活による性的刺激の減退を背景に、家内部の連帯と平和を嫉妬による闘争から守るためであったろう。その結果、すぐ後で論及する(Nr. 38)氏族外婚制からすれば性交が許される家仲間も、互いの接触を避ける。(2)制度としての近親婚も、門閥とくに王家にかぎられ、①資産の一体的保持、②跡目相続争いの回避、③血統の純潔保持、といった特異な利害関心に制約された例外である。(3)常態は、ひとりの男が自分で手に入れた女を自分の家に連れてくるか、自分のほうで女の家に入るかして、排他的な性的権利を取得する形式である。したがって、家ゲマインシャフトの内部編制は、通例、そうした男女の持続的な性ゲマインシャフトとその子どもとを単位とするようになる。その結果、(4)家ゲマインシャフトの常態的規模は、今日では、私的な使用人と、せいぜい未婚の親族とを含む、両親と子どもの範囲に限定されている。往時のそれも、きまって大家族構成をなしていたわけではなく、経済的制約のもとに分散を余儀なくされたばあいには、小家族に、労働集約的農耕や、財産の一体的保持の利害に制約された貴族や富豪においては、大家族に、それぞれ編制されていた。

(この段も、家内部における性関係の規制【家外婚制と近親婚制】を論じた(1)(2)と、こうした規制の結果として家ゲマインシャフトの構成と規模を論じた(3)(4)とに、二分されよう。ちなみに、Nr. 38は、文言どおり、すぐ後の16段に被指示個所を見いだし、家外婚制関連の12~15段のあとに、16段以下の氏族論がつづくテキスト配列の信憑性を証明している。)

15段 (219,17-24 ; 201,17-24 ; 365 ; 93 ; 568)

このように、家ゲマインシャフトの対内的閉鎖は、経済の領域よりもむしろ性の領域で、いちはやく進展するが、これには、いまひとつの社会形象〈氏族〉が関与している。

(この段を架橋句として、叙述は、つぎの氏族論に転ずる。)

16段 (219,27 v.u.-220,19 ; 201,27 v.u.-202,19 ; 365-366 ; 93-95 ; 569-570)

(1)氏族は家ゲマインシャフトや近隣団体ほど原生的ではない。(2)氏族のゲマインシャフト行為は、通例、持続的ではなく、ゲゼルシャフト結成を欠く; 関与者が、面識なく、能動的行為もせず、ただある行為【性交】を思い止まるだけで、ゲマインシャフト行為が成立することの好例である。(3)氏族は、ある包括的なゲマインシャフトの内部に、他の氏族も並存していることを前提とする。(4)氏族団体は、〈忠誠〉の原生的な担い手である。(5)ゲマインシャフト行為の内容に即してみると、氏族は、性関係の規制と対外的連帯において家ゲマインシャフトと競合する〈保安ゲマインシャフト〉である。(6)家ゲマインシャフトの分割や結婚によって家外へ出た者とその子孫の〈財産相続期待権者のゲマインシャフト〉もある。(7)〈血讐義務〉を媒介として、第三者にたいする人的連帯関係を創り出し、事情によっては家権威への恭順にもまさる、強固な恭順義務を発展させる。(8)氏族を一般に、①拡張され、分

散した家ゲマインシャフト、②複数のそれを統合する上位のゲマインシャフト、と考えることはできない。氏族の境界が家ゲマインシャフトに縦に割り込むか、家仲間全員を包み込むかは、後述のとおり (Nr. 39) 氏族の構造原理によってきまり、この原理次第では、父と子どもとが別々の氏族に属することもある。(9)氏族ゲマインシャフトの作用は、標識としてトーテムをそなえた仲間どうしの、結婚禁止にかぎられることもある。加えては、(10)仲間どうしの闘争禁止と、血讐への連帶責任がある。仲間が殺害されたばあい、共同で〈私闘 Fehde〉をおこない、人命金による贖罪のさいには、分配に与かり、支払いを分担する権利・義務を負う。(11)訴訟には、宣誓の保証人を立て、偽証のさいには神々の復讐にも連帶責任を負う。(12)近隣団体 [村落、マルク団体] が、氏族ゲマインシャフトの圏域と重なり、家が事実上、その内部の狭い圏域として現れることもある。そうでなくとも、(13)家権力にたいする氏族仲間の権利 [家資産譲渡への異議申立権・家娘の結婚に関与し、花嫁代金の分配に与かる権利・後見人を立てる権利など] は、確たるものとして持続的に存立しうる。

17段 (220,20-221,7 ; 202,20-203,7 ; 366-367 ; 95-97 ; 570-572)

(14)氏族の連帶による自力救済は、損なわれた利益の補償要求を貫徹する原生的形式である。(15)〈訴訟〉に類する最古の手続きは家内部では、家権威の保有者による、氏族内部では、慣例に通じた長老による〈調停〉；家間、氏族間では、合意にもとづく〈仲裁裁定〉であった。(16)氏族は、家ののみでなく、政治的 [編制の] 単位や言語ゲマインシャフトさえ異なる人間どうしの間に、血統にもとづく義務と恭順の関係を生み出し、政治団体と交錯し、競合しつつ、これを制肘するに足る独立性を取得することもある。そのさい、〈血統〉とは、現実の血縁関係でも、既成のなんらかの関係が擬制的に血縁とみなされるのでも、あるいは義兄弟関係として人為的に創り出されるのでもよい。(17)氏族はもともと、その常態的機能を果たすためには、首長や組織を必要とせず、むしろ無定型の人間圏をなし、その外面的メルクマールといえば、せいぜい共通の神聖物にたいする祭祀ゲマインシャフトと、その冒瀆ないし享受の禁忌 (タブー) とが、あるにすぎない²⁵。(18)頂点に統治機構をそなえ、持続的に組織された氏族を、その古い形態と想定する根拠はない。氏族もまた、通例、経済的または社会的な独占への利害関心から閉鎖されて初めて、ゲゼルシャフト結成を遂げる。(19)ひとりの首長を戴き、政治団体として機能する氏族は、もとはといえば氏族とは無縁な、政治的・軍事的・その他の目的に、氏族が利用され、それらの組織に編入された結果である。(20)家・氏族・近隣団体・政治ゲマインシャフトが互いに交錯し、諸個人がそれらに重複所属しているばあい、同一のゲマインシャフトの構成員が、互いに血讐をおこなわなければならない羽目に陥ることもある。この激しい義務葛藤は、政治ゲマインシャフトが物理的実力行使を独占して初めて除去されるが、政治的ゲマインシャフト行為が臨機的・間歇的な防禦や略奪行にどどまるばあいには、氏族の意義がたかまり、その構造と諸義務も高度に合理化される。

(この二段の叙述は、趣旨一貫せず、論点があちこち跳んでいて、編纂の乱れが予想される。

そこで、この論点集合を、原著者に相応しい論理的構成を基準に、家-, 近隣ゲメインシャフトのばあいと同様、(a)本質的特性、(b)発展史的意義、(c)発展方向、の順序に並べ替えると、(a) [(1)-(3)-(2)-(5)-(6)-(7)]、(b) [(9)-(10)-(11)-(14)-(15)]、氏族の組織形態にかんする諸規定 [(17)-(8)-(12)-(13)]、(c) [(16)-(18)-(19)-(4)-(20)] の配列がえられよう。このうち、組織形態にかんする論点 [(17)-(13)] は、(c)の前置きとみるのでなく、氏族の本質的特性にかかわる叙述として、(a)の直後に繰り上げて配置することも考えられよう。Nr. 39にある氏族の構造原理とは、つぎの18段で論じられる母系制と父系制との区別を指しているから、16・17段の論点集合は、再配列されても、全体として、18段の前に置かれなければならない。)

18段 (221,8-222,29 ; 203,8-204,29 ; 367-369 ; 97-100 ; 572-575)

(1)子どもが、母の氏族に帰属する〈母系制〉か、父の氏族に帰属する〈父系制〉かに応じて、子どもは、それぞれ別の家権力に服し、別の家ゲメインシャフトの財産や【この家ゲメインシャフトがいっそう包括的な経済・身分・ないし政治ゲemainシャフトの内部で専有している】シャンスへの持ち分を享有する。したがって、(2)これらのゲemainシャフトも、子どもの家所属と相続のあり方に関心を寄せ、家ゲemainシャフトに干渉・介入して、家長の恣意を制限・減殺する。(3)今日では〈双系制〉が普通であるが、過去には、母系制と父系制とが、しばしば厳格な二者択一の関係にあった。(4)個々のばあい、どちらになるかは、もっとも単純なばあい、財産の分化によって規定される。すなわち、妻を買って娶る資力のある男が、かの女をその家と氏族から連れ出して自分の家に入れるばあい、かれの家ゲemainシャフトが、かの女と子どもとの所有者となる。これにたいして、妻を買う資力のない男が、かの女を買うに足る期間、かの女の家ゲemainシャフトに入って働くばあい〔労役婚〕、この家ゲemainシャフトが妻と子どもたちにたいして権力を行使する。したがって、資力ある家ゲemainシャフトの首長は、一方では資力の劣る家ゲemainシャフトから妻を購入し〔ディーガ婚〕、他方では、自分の娘にたいする資力のない求婚者を自分の家に入れて働く〔ビーナ婚〕。このばあい、同一の家ゲemainシャフト内部に、父系制と母系制が併存することになるが、父系制と父家権制、母系制と母家権制とが結びついている。(5)夫が妻を自分の家に連れてきて、父家権制が発生しながら、なお母系制が存続し、子どもが母の氏族に帰属する〔母権制〕の名に相応しい形態は、じっさいには出現していない。しかし、妻の家が、かの女と子どもにたいする権利の特定部分を留保し、子どもに母方親族との結婚を禁じたり、母方からの相続財産を夫の家に委ねず、妻や子どもの特別財産として保持する、といった中間形態は認められる。(6)この財産相続の領域では、父母の両氏族は、闘争の関係に立つ。そして、この闘争がいかに決着するかは、①土地所有の関係、②近隣団体の影響、および③軍事力の編制秩序によって規定される。

(この段では、子どもの家所属と相続系統を規制する氏族秩序の構造原理が問われ、さしあたり父系制と母系制に分類された。そこで、つぎには、氏族秩序のそうした類型的分岐を規定す

る要因はなにか、また、氏族秩序がいったん形成されたあと、家ゲマインシャフトにいかに介入し、その発展方向にいかなる影響をおよぼすか、といった問題が提起されよう。ところが、これらの問題に答えるには、上記(2)(6)にも示唆されているとおり、これまでのような、家-・近隣-・氏族ゲマインシャフトそれぞれの個別考察では足りず、これらに政治ゲマインシャフト²⁶を加えた、諸ゲマインシャフトの相互制約関係に、視野を広げなければならない。)

19段 (222,21 v.u.-5 v.u. ; 204,21 v.u.-5 v.u. ; 370 ; 100-101 ; 576)

(ところが) 氏族・村落・マルク仲間団体・(それらを包括する、ないしそれらと交錯する) 政治団体の編制といった、諸ゲマインシャフトの相互関係は、未研究の領域である。

20段 (222,4 v.u.-224,9 ; 204,4 v.u.-206,9 ; 370-372 ; 101-104 ; 576-579)

ただし、こうした相互関係について、つぎの一般命題は立てられる: (1)土地が労働の場と見なされ、女性によって耕作されるばあい、土地からの収穫と土地所有はすべて、妻の氏族に帰属し、父方からの相続は、武器および男手による手工業の労働用具にかぎられる。(2)土地が槍によって獲得されるばあい、武力をもたない者、とくに女性は、土地所有から排除され、父の属する政治団体が、息子たちを武装ゲマインシャフトに編入し、土地を父から相続させる。(3)土地が、村落ないしマルク仲間にによる共同開墾したがって男性労働によって獲得されるばあい、こうした近隣団体が土地を掌握しつづける。とはいって、(4)あるゲマインシャフトの軍事的性格から、必ず父家権力と男系的な親族-財産帰属が結ぶわけではなく、①軍事力がメンナーhausに編制されるばあい、子どもと収穫は、母の家に帰属するか、そうでなくとも母の地位が相対的に自律的となる。②軍事カーストの構成員が莊園領主として農村に散居するばあい、家と氏族とは、〈家父長制的 patriarchal〉また同時に男系的に構成される。世界史上で大帝国を樹立した民族はいずれも、男系的な氏族-財産帰属をともなう父系制を発展させた。というのも、大帝国の樹立と維持には、メンナーhausのような、小規模な局地的戦士団の軍事力では足りず、広大な農村地域にたいする家産制的または莊園領主的な支配を要したからである。

(このようにして、氏族帰属-財産相続の秩序がいったん確立すると、それが父系制的であっても、ひるがえって、家父長権力を制約し、弱める方向に作用する。)

21段 (224,10-7 v.u. ; 206,10-7 v.u. ; 372-373 ; 104-105 ; 579-580)

大帝国を樹立した民族のもとでは、家ゲマインシャフト内部に、婚姻と夫婦の財産関係にたいする法的規制（婚姻法・夫婦財産法）が介入し、始源には無制約的な家父長権力が、たえず制限され、弱められている。その駆動力は、有産層ないし特權身分の内部で、家娘をたんに労働力と見る評価が後退した後、嫁ぐ娘とその子どもたちの法的地位を、嫁ぎ先の家長の恣意に対抗して、予め契約によって保障しておこうとする、妻の側の利害関心にあった。さらに、生活水準が高まり、身分に相応しい家計維持の費用が嵩むと、いまや奢侈財である娘を嫁がせる家と氏族は、かの女に〈婚資 [持参金] Mitgift〉を添えてやるようになる。こ

れは、実家の財産・持ち分との「手切れ金」であると同時に、離別のさいには返却を要する特別財産として扱われ、夫の恣意にたいする「物質的対抗重力」をなすことになる。

22段 (224,6 v.u.-225,19 ; 206,6 v.u.-207,19 ; 373 ; 105-106 ; 580-581)

このように、夫婦の財産関係をめぐり、夫側の利害関心と、妻側のそれとは、互いに対立するが、この闘争の妥結点は、その他、さまざまな要因によって規定される。

23段 (225,20-13 v.u. ; 207,20-13 v.u. ; 373-374 ; 106-107 ; 581-582)

婚姻法の普及は、即〈一夫一婦制〉の成立を意味しない。正妻が嫡出子の相続権にかけては特権を享受し、他の妻たちに抜きん出る〈半一夫多婦制〉は、中東・東洋諸文化圏における有産層の特権として、政治権力の家父長制的構造に支えられ、永らく存続した。

24段 (225,12 v.u.-1 v.u. ; 207,12 v.u.-1 v.u. ; 374 ; 107-108 ; 582-583)

婚資付き婚姻の経済的意義は、(1)嫡出子が、父の財産の相続期待権者として特別の法的地位を占めることから、また、(2)嫁いでくる妻の婚資が実家の富裕度に応じてまちまちなことから、夫たちの経済状態に分化を生じさせ(家共産主義を掘り崩す)、(3)持ち込まれた婚資が、形式的には夫の資産に編入されても、特別勘定として扱われる結果、家ゲマインシャフト内部に〈計算〉の要素が侵入する、などの点に求められる。

(このとおり、家権力・家共産主義が、婚姻法、とくに婚資付き婚姻の作用によって弛緩するこの段階では、太古からはたらいていたにちがいない経済的諸契機も、すでに確実に作動し、家ゲマインシャフトの対内的閉鎖—経済的専有関係を促進している。すなわち)

25段 (226,1-17 ; 208,1-17 ; 374-375 ; 108 ; 583-584)

(1)人工の使用財 [道具・武器・装飾品・衣類など] は、制作者個人が、自己労働の所産として、もっぱら、あるいは優先的に、使用する権能を与えられ、当人の死後も、家ゲマインシャフト全体にではなく、その用益に特別の資格をもつ特定個人に帰属し、また、(2)数多の人工物とくに武器については、軍事権力が、軍役の最適格者に装備を施そうとする利害関心から、相続関係に干渉し、共産主義的全体帰属からの離脱を促す。

26段 (226,18-21 v.u. ; 208,18-21 v.u. ; 375 ; 109 ; 584)

(さらに)文化の発展につれ、家ゲマインシャフトの(外的)分解を促す作用が強まってくる。内からは、諸個人の欲求と能力が、経済的手段の量的増大・生活シャンスの拡大に刺激されて、分化-発達を遂げ、諸個人はもはや、家ゲマインシャフトの未分化な生活への緊縛に、ますます耐えられなくなる。外からは、家と競合する社会諸形象が干渉し、分解傾向に拍車をかける。たとえば、政治ゲマインシャフトの財政的利害関心は、諸個人の担税力を集約的に搾取しようとして、課税単位としての家を、多数の小家族に分解しようとする。

27段 (226,20 v.u.-227,29 ; 208,20 v.u.-209,29 ; 375-376 ; 109-111 ; 585-586)

その結果、(1)家ゲマインシャフトは、相続や子どもの結婚を機会に、外的に分解され、(2)労働集約的農耕の一時期を除いて、規模縮小の一途をたどり、ついには今日のように核家族

が常態となるにいたる。(3)家ゲマインシャフトの機能上の地位に生じた変動も、この傾向を促進した。諸個人は、①身の安全の保障を、政治権力のアンシュタルトに求め、②〈職業〉を家計の外にもち、③生計上必要な教育訓練も、学校・出版社・劇場・演奏会場などの経営から受けるようになる。その結果、(4)個々人はもはや、家ゲマインシャフトを、自分が奉仕すべき客観的文化財の担い手とは認めなくなる。もっとも、(5)そうした傾向を阻止する事情もある。①混在耕地制のもとで労働集約的に耕作されている小所有は、技術的に分割容易で細分化に傾くが、散居制と資本集約的大所有は、分割困難で、単独相続がたちまさる。②大所有はもともと、社会的地位主張の基礎をなすから、それ自体、一体的維持への内在因をなす。③大所有を基礎とする領主的生活は、城郭のような広い空間で営まれ、至近の居住者間にも内面的距離を感じさせるが、市民の家屋は狭く、貴族的距離感に欠けるばかりか、生活関心のほうは分化一発展を遂げているから、それだけ息苦しい思いをして、離脱を招きやすい。その結果、(6)今日では、大規模な共産主義は、領主的生活形態を除き、なんらかの理念を集約的に追求する宗教家や芸術家の〈ゼクテ〉にかぎられ、過去の修道院やこれに類するゲマインシャフトの機能的等価物として残存するにすぎない。

28段 (227,30-34 ; 209,30-34 ; 376 ; 111 ; 586)

(上記二段で述べられた) 家ゲマインシャフトの分解とは異なり、家ゲマインシャフトが外面向的には統一を維持しているところでも、内部では〈計算だかさ Rechenhaftigkeit〉がつのり、家共産主義はいよいよ弛緩する(内的解体)。

29段 (227,21 v.u.-3 v.u. ; 209,21 v.u.-3 v.u. ; 377,111-112 ; 586-587)

たとえば、中世北イタリア都市の商家では、個々人の①〈勘定〉、②自由に使えるポケット・マネー、③資本持ち分と資産、④支出費目ごとの許容限度額、⑤それ以外の費目にかかる決済という形で、計算による合理的ゲゼルシャフト結成が進展した。その動因は、一方では、個人の営利給付と消費につき、客観的計算を可能とし、他方では、貨幣を媒介とする間接交換の発展により、個人的欲求に自由な充足の可能性を開く、貨幣経済にあった。

(このように、家ゲマインシャフトの経済的被制約性が述べられたあと、つぎの段では反転して、家ゲマインシャフトの固有法則性と、それゆえの経済への反作用が、強調される。)

30段 (227,2 v.u.-228,25 v.u. ; 209,2 v.u.-210,25 v.u. ; 377-378 ; 112-113 ; 587-588)

一例として、中国では、家ゲマインシャフトを基礎とする恭順の原理が、国家権力と儒教の官僚制的身分倫理により、臣民の政治的〈馴致 Domestikation〉のために奨励され、諸義務の典範にまで仕上げられたが、そのうち、たとえば服喪規定の遵守は、死者生前の財産の襲用や官職踏襲の忌避といった、経済的また政治的に非合理な帰結にいたった。

(そう断った上で、著者はふたたび、家ゲマインシャフトを内的に解体する経済的要因の作用に立ち返る。拙速な一般化を戒める原著者特有の“反転反復論法”²⁷である。)

31段 (228,24 v.u.-230,19 v.u. ; 210,24 v.u.-212,19 v.u. ; 378-380 ; 113-118,588-592)

さて、(1)当の作用を考察するさいには、①営利が共同労働の成果とみなされるか、②共有の財産に帰せられるか、が重要である。①のばあい、家権力の存立は不安定で、家仲間は誰でも、自分の家計の創設を目指して両親の家を離れさえすれば、家権力から解放される。②のばあいは、家権力は打破し難い。門閥は、縷々述べた(Nr. 44)理由から、緊密な一体的結束を維持するが、これは、土地貴族に特有の属性である。(2)中世末期のイタリアでも、南の商取引地では、①の原則がおこなわれ、成人した家仲間は、家長の存命中にも、自分の持ち分を携えて分離—独立することができた。それにたいして、フィレンツェに代表される北イタリアでは、②の原則により、経済的勢力の基礎が、相続された資本に置かれ、連帶責任および財産の一体的維持の原則がおこなわれた。ところで、(3)家ゲマインシャフトから資本主義的〈経営 Betrieb〉が産み落とされる、西洋に独自の転形は、家ゲマインシャフトの分解が〔南に比して〕遅れた北イタリアで達成された。家仲間の連帶責任と信用保障を基礎として継続的な資本主義的営利は、〈経営〉内部でおこなわれる特別の〈職業 Beruf〉となり、この経営は、[上記ポケット・マネーの規制を端緒とする]特別のゲゼルシャフト結成という行程をたどって、家ゲマインシャフトから分離していき、[不壊の家ゲマインシャフヤでも、後段で論ずる(Nr. 45)古代のオイコスでも、自明であった]家計・仕事場・勘定の一体性が解体する。もはや〈社員〉は、必ずしも家仲間である必要はない。それにともない、営業上の資産が個々の社員の私有財産から、商会自体の債務が社員の私的家計の債務から、それぞれ区別され、社員の連帶責任は、商会自体の債務に限定される。契約は、家名とは別の〈商号〉で締結される。(4)の発展全体は、支配の分析のさいに論及する(Nr. 46)、官僚制的〈官職〉が官吏の私生活から分離する現象²⁸と、精確な並行関係にある。とはいえる、(5)そこで肝要なのは、家計と仕事場ないし店舗との〔イスラム圏のバザール制にも見られる〕空間的分離ではなく、家計と経営との帳簿と法の上での分離であり、経営の自律に照準を合わせた法〔商事登録法・特別資産法・破産法〕の形成である。これらはすべて、西洋中世起源であり、他のどこにも〔資本主義が量的には中世以上に発展していた、西洋古代にも〕発展しなかった。したがって、それは、(法発展の固有法則性とともに)近代資本主義にいたる発展の質的な独自性を明瞭に示す、歴史的要因連鎖の一環である。というのも、(6)営利を目指す資産結集と商号の発展だけなら、中国にも見られる。ただ、そこでは、上記諸法の発展がなく、それに代わって営利ゲマインシャフトや商会の結成と信用を保障したのは、氏族の連帶であった。営利の目的も、西洋とは特徴的に異なり、一族の有能な子弟を科挙受験に備えさせ、合格の暁には官職購入の費用を工面し、そのようにして官職—政治寄生的な利得や社会的栄誉を手に入れることにあった。ところで、(6)そうした家・氏族・その他の人的な基礎から完全に解放された営利ゲゼルシャフトが、今日の株式会社であるが、これに相当する資本主義的〈組織結成 Assoziation〉の先行例は、①古代には、主に政治寄生的資本主義の領域で、徵税請負の組織に、②中世にも、当初には同じく、片や植民企業に、片や対

国家信用業務に、見いだされる。私経済の領域では、実務的で資本主義的な組織結成は、当初、商業の臨機的性格に照応して、遠隔地取引のための〈コンメンダ〉の形式で発展した。これは、すでに古バビロニア法に知られ、それ以降、いたるところに普及した。その後、政治権力から独占特権を与えられた企業、とくに株式会社の形式をとった植民企業が、移行階梯をなし、これを経由して、その形式が、純然たる私企業にも持ち込まれた。

(この段に挿入されている参照指示 Nr. 44は、14段と27段^⑤②に、またNr. 45は、つぎの32段に、それぞれ指示どおり該当叙述を見いだし、テキスト配列の信憑性を裏付けている。)

32段 (230,19 v.u.-223,10 ; 212,19 v.u.-215,10 ; 381-383 ; 118-123 ; 593-598)

さて、(1)家ゲマインシャフトの発展には、資本主義的経営への転形とは正反対に、オイコスへと内部的に再編制される方向もある。(2)〈オイコス Oikos〉とは、君侯・莊園領主・都市貴族といった首長の、権威によって指揮された大家計で、その究極の動機が、資本主義的貨幣営利ではなく、首長需要の、組織化された、実物による充足に置かれているものをいう。この目的のもとに、営利経済的な個別経営が編入されていても差し支えない。オリエント、とくにエジプトのファラオの経済、また、ローマ帝政期の莊園領主制などは、その完全な共同経済的形態に近く、西洋中世の莊園領主制は、都市と貨幣経済の意義がたかまるにつれて、正反対の方向に発展した。(3)オイコスの不自由な労働力のうち、首長の自家経済に全面的に縛縛されるのは、一方では、首長の個人的な家僕と、首長需要の実物充足に全面的に仕え、首長に完全に給養されている〔自家経済的に利用される〕労働者、他方では、首長が市場向けの自家経営〔プランテーションやエルガステリオン〕で使役する〔営利経済的に利用される〕購買奴隸である。これにたいして、家族をもち、自家計で再生産される、世襲的に不自由な労働者は、それだけ首長の家から解放されるから、通例、給付能力の一部を首長の処分に委ねるか、あるいは、実物ないし貨幣で、〔首長の恣意と伝統の拘束との妥協によって額のきまる〕貢納を、首長に納めるか、どちらかの形式で利用される。(4)不自由人が労働力として利用されるか、レンテ源として利用されるかは、経済的に有利なほうにきまる。購買奴隸を労働力として利用するには、人間狩り戦争がたえずおこなわれて奴隸供給が廉価で安定しており、しかもその扶養が安くてすむこと〔南方の気候〕が必要である。他方、世襲の隸農が貨幣で貢納を支払うには、農産物を換金する市場、したがって都市が、近辺に発達していかなければならない。近世初頭のドイツ東部と東欧および19世紀のロシア黒土地帯で隸農を用いる農業大経営が発展したのは、都市発達が微弱だったからである。(5)自家の不自由労働を利用するか、自家あるいは賃借したエルガステリオンに不自由な賃労働を雇い入れるかして、工業的大経営が創設されるばあい、そうした経営を編入したオイコスの首長は、資本主義的企業家に接近し、さらには〔「シュタロステン工業」の創立者のように〕それになりきるばあいもある。その出自を窺わせる事実は、山林経営・煉瓦製造・醸造・製糖・石炭採掘など、相異なる企業が組み合わされる様式にあり、これは、近代的コンビナートの、

同一の原材料のさまざまな加工段階あるいは市場の条件に即した組み合わせとは、異なっている。しかし、莊園領主が石炭採掘場に精錬所を、山林に製材所やセルロース工場を併設するとなると、近代的経営結合と同一になり、残る区別は、出発点の、資産をレンテ取得のために用益するという究極の意味だけとなる。(6)原料にもとづく組み合わせの萌芽は、すでに古代のエルガステリオンにも見られる。デモステネースの父は、象牙を輸入して転売すると同時に、熟練奴隸を用いて刀剣と家具に加工させている。その後、エルガステリオンは、ヘレニズム都市やイスラム圏で発展を遂げた。(7)工業部門におけるレンテ源としての不自由労働は、古代のオリエントでも西洋でも、中世初期にも、またロシアでは体僕制の廃止にいたるまで、普及していた。首長は、自家の奴隸を労働力として賃貸もした。ばあいによっては不熟練奴隸に訓練を施し、熟練手工業者に仕立て、身請け金の支払いを条件に、ときには経営手段や営利資本も備えてやって、独立採算の手工業経営を許すこともあった。(8)奴隸が事实上自由に活動できるこの極と、首長の自家経営に緊縛される他方の極との間には、多様な中間形態が認められる。(9)後段では(Nr. 49), オイコスの家産制支配への発展につき、支配形態の分析との関連において考察しよう²⁹。

*

このように見てくると、この「2章」テキストは、「概念的導入部」に繰り上げられるべき冒頭の二段を除き、I. 家・近隣・氏族につき、それぞれの本質的特性と発展史的意義を確定し、それ自体の発展方向を見通している3~18段と、II. 家ゲマインシャフトの外的分解と内的解体を、家以外の経済・政治・その他のゲマインシャフトの錯綜する作用のもとに追跡し、一方では初期資本主義的〈経営〉への転形、他方では〈オイコス〉への内部的拡張再編制を、発展方向の類型的分岐として考察している19~32段とに、二大分されよう。その上で、前半Iは、家・近隣・氏族の特性・意義・発展方向を個別に論ずる3~7段・8~11段・15~18段の三段群と、後二者の間に挟まれ、家ゲマインシャフト内部における性関係の規制（家ゲマインシャフトの第一次的な対内的閉鎖-専有関係）を論ずる12~14段との四節に、後半IIは、氏族や政治団体など、外部からの法的規制（婚姻法・夫婦財産法）ならびに経済的契機（婚資付き婚姻および個人制作物の特別相続）による家権力の制限・家共産主義の弛緩（家ゲマインシャフトの第二次的な対内的閉鎖-専有関係）を追跡する19~25段と、家ゲマインシャフトの分解および解体と、それぞれの契機および動因とを同定する26~30段、資本主義的〈経営〉への転形に焦点を絞る29~31段、および〈オイコス〉の本質的特性を規定し、農業および工業における経営形態と移行関係を分析する32段との四節に、それぞれ細分されよう。

テキスト全体のこうした構成のなかで、各段・各節はそれぞれ、行論の途上で提唱した若干の補正を加えれば、原著者に相応しい緊密な論理的構成を回復し、空隙も飛躍もなく連綿と展開されている。各段の前後関係については、参照指示Nr. 33, 37, 38, 39, 44, 45と被指示箇所との整合による確証もえられた。また、そうした論理的連鎖のなかには、明白に原著者自身

のものと認められる論点や論法が含まれ、他方、編纂者による書き入れの疑いを触発するような個所はなかった。これらの点が確認された以上、このテキストは、原著者自身の「1911～13年草稿」の全体像構築に向け、信憑性ある再配列単位のひとつとして認証されよう。

なるほど、以上の内容構成は、テキスト外在的指標「1914年構成表」の対応項目〈2.家ゲマインシャフト、オイコスおよび経営〉ならびに〈3.近隣団体、氏族、ゲマインデ〉とは、若干齟齬をきたしている。こちらには、血縁ならびに地縁にもとづく原生的ゲマインシャフトを、二系列に分けて取り扱った上、それぞれの発展方向を見通していく構想が示されている。原著者はおそらく、当初この「2章」に相当する原稿をいったん書き下ろし、その後、構想を改め、いっそう決疑論的な再編成を意図したのであろう。とすれば、筆者としては、原著者の意を体してテキストを再編成する無理は避け、むしろ、以上のとおり原著者の信憑性あるテキストとして認証された当初の原稿を、そのまま【ただし、編纂者による段別・節区分・節題などは、内容上いっそう適切となるように改め、16・17段の論点再配列他、行論の途上で提唱した改訂を施した上で】継受し、「1911～13年草稿」への再配列単位に見立てるべきであろう。

今後、「旧稿」本論の後続諸「章」にも、本稿同様のテキスト・クリティークを施した上、それらのテキスト群を、【前著で信憑性が立証されている】原著者自身の前後参照指示ネットワークに依拠して再配列・再編成し、「1911～13年草稿」の全体像を構築していきたい。

注

- 1・1996年、東京大学出版会刊（以下では、前著と略記して引用）
- 2・前著、pp. 9, 32-34, 参照。
- 3・「旧稿」中の術語〈ゲマインシャフト〉の、ヴェーバー独自の用法については、前著、pp. 7, 148-150, 232, 参照。
- 4・この全体像は、他日、続篇『ヴェーバー「経済と社会」の再構成——全体像』として上梓する予定である。
- 5・*Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl., hrsg. von Johannes Winckelmann, 1976, Tübingen: J. C. B. Mohr.
- 6・*Wirtschaft und Gesellschaft*, 3. Aufl., hrsg. von Marianne Weber, 1947, Tübingen: J. C. B. Mohr.
- 7・*Economy and Society*, ed. by Günther Roth and Claus Wittich, 1978, Berkeley · Los Angels · London: University of California Press.
- 8・*Economie et société*/2, trad. par Julien Freund et al., 1995, Paris : Plon.
- 9・厚東洋輔訳「経済と社会集団」、尾高邦雄編『ヴェーバー』・世界の名著50, 1975年、中央公論社刊、pp. 485-598。
- 10・前著、pp. 187-189, 200-204, 参照。
- 11・拙著『マックス・ヴェーバー基礎研究序説』、1988年、未来社刊、p. 171, 参照。
- 12・拙著『危機における人間と学問——マージナル・マンの理論とヴェーバー像の変貌』、1969年、未来社刊、pp. 427-446; 前著、pp. 223-224, 参照。
- 13・「人間の人間にたいする直接的な、自然的な、必然的な関係は、男性の女性にたいする関係であ

- る」(Karl Marx, Ökonomisch-Philosophische Manuskripte, *Marx/Engels Gesamtausgabe*, Abt. 1, Bd. 3, 1932, Berlin, 1970, Glashütten: Detlev Auermann, S. 113, 城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』, 1964年, 岩波書店刊, p. 129), 参照。
- 14・所在一覧は、本稿では紙幅の制約のため割愛するが、いずれ、続稿とともに『ヴェーバー「経済と社会」の再構成——全体像』に収録するさいには、注記するか、付録に掲載する。
- 15・たとえば、〈[垂範預言者]は、直接の弟子以外に、信心深い帰依者をもつが〉、この帰依者たちは、仏教の優婆塞がもともとはそうであったように、持続的なゲマインシャフトをいっさい形成しないか、あるいは、かれらの側も、なんらかの仕方で、確定的な権利と義務をそなえたゲゼルシャフトに組織されるか、どちらかである〉(5版, 276; 3版, 258; 英訳, 453; 仏訳, 205; 武藤・菌田訳『宗教社会学』, 1976年, 創文社刊, p. 84)。
- 16・たとえば、〈……オルギア [狂騒道] は、宗教的なゲマインシャフト形成の原生的形態であり、……〉(246; 228; 401; 96; 7)。これを、上注15の引用と比較されたい。
- 17・ヴェーバーは、〈合理化〉の多義性をいわば逆手にとって、各文化圏の特質の索出—叙述に活用する。この点、とくに前注2の引用個所を参照。
- 18・前著, pp. 9, 35-36, 参照。
- 19・〈経済ゲマインシャフト〉および〈経済にも携わるゲマインシャフト〉の定義については前著, pp. 181-185, 参照。
- 20・政治ゲマインシャフトの定義については、前著, p. 161, 参照。家ゲマインシャフト・近隣団体・ないし氏族組織が、みずから実力を行使する【あるいは、実力がそうした複数のゲマインシャフトに分散している】原生的状態では、政治ゲマインシャフトは、特別のゲマインシャフトとしては存立していない。この未分化状態を脱する政治的ゲマインシャフト行為の発展階梯にかんする理念型構成については、前著, pp. 64, 284-285, 287, 参照。
- 21・〈諒解〉などの概念については、前著, pp. 152-153, 234-237, 参照。
- 22・前注19, 参照。
- 23・前著, pp. 141, 190-191, 193-194, 参照。
- 24・前著, pp. 262-264, 参照。
- 25・この論点には、〈その宗教的根拠には、後段で論及しよう〉との後出参照指示 Nr. 40が付されている。その被指示個所と内容的照応については、前著, pp. 264-265, 参照。
- 26・前注20, 参照。
- 27・前著, pp. 167, 171, 172-173, 参照。
- 28・この後出参照指示 Nr. 46の被指示個所については、前著, p. 265, 参照。
- 29・この後出参照指示 Nr. 49の被指示個所については、前著, pp. 265-266, 参照。